

尾鷲市農業委員会 令和6年7月定例会 議事録

1. 開催日時：令和6年7月5日（金）午前10時00分から午前10時40分

2. 開催場所：尾鷲市立中央公民館1階小会議室（円卓）

3. 出席委員（8名）

会長	3番	高村 敦夫
委員	1番	庄司 和稔
	2番	北村 都志雄
	4番	野田 泰史
	5番	黒 次美
	6番	三鬼 早織
	7番	日下 浩辰
	8番	塩津 史子

農地利用最適化推進委員	相賀 康史
	濱野 薫久

4. 欠席委員

5. 議事日程

1. 農地法第3条の規定による許可について
2. 非農地証明願いについて
3. その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	芝山 有朋
事務局次長	野田 憲市
事務局書記	川村 星太

7. 会議の概要

議長

定刻となりましたので7月の農業委員会を始めますのでよろしくお願い致します。

早速、本日の署名委員さんを指名させていただきます。〇の〇〇さん、〇の〇〇さんらしくお願いします。

それでは、事項書に沿って審議に入ります。

議案第1号の農地法第3条の規定による許可について、審議をお願いいたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

では、農地法第3条の規定による許可について説明させていただきます。所在は、尾鷲市〇〇です。地番は2筆ございます。〇〇番、〇〇番〇です。地目は〇、面積はそれぞれ667m²、238m²です。

譲渡人の住所は埼玉県川越市〇〇番地〇〇、氏名は〇〇さんです。譲受人の住所は茨城県石岡市〇〇番地〇〇、氏名は〇〇さんです。

申請理由としましては、譲受人が所有権の移転により当該農地を取得し、果樹の栽培をするために申請いただいております。

議長

紹介委員の〇〇さん、お願いします。

〇〇委員

概要につきましては、事務局から説明があったとおりです。

埼玉県川越市に在住の〇〇さんが、尾鷲市〇〇に所有している2筆、合計905m²の農地を茨城県石岡市の〇〇さんが贈与契約により農地を取得し、みかん栽培をしようとするものです。

申請場所は、15、16ページの地図と航空写真をご覧ください。

車線の円形で囲んだ場所で、〇〇から直線で約350mのところですか。次ページをご覧ください。〇〇の建物は〇〇でこの裏の山道を20分ぐらい登った赤丸で記した場所です。

現況写真は、17、18ページの写真で、2段の段々畑となっており雑木林化状態です。

なお、本人は〇〇に移住する予定と聞いております。

ご審議をお願いします。

議長

紹介が終わりましたが、とても険しいところですね。

〇〇委員

すみません、3ページにある作付けとしてみかんと記載がありますが、やはりみかんを栽培することなのでしょうか。

事務局長

そこは本人にはまだ聞いていないのですが、そのような事をやりたいと考えていると思います。

議長

あとは獣害ですね。サルやシカなどがたくさん来ると思います。

事務局長

そうですね、獣害柵は絶対にしないといけないと思います。

議長

他に何かございませんか。なければ採決を取らせていただきます。
賛成の方は挙手をお願いします。
続きまして、非農地証明願いについて事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、番号1から説明をさせていただきます。
所在は尾鷲市〇〇、地番は〇〇番〇〇です。地目は〇〇で面積は〇〇m²です。申請人は尾鷲市〇〇番地〇〇の〇〇さん。
申請理由としましては、昭和55年から、〇〇さんが建物敷地として利用を始め、その後、駐車場、資材置き場として利用してきました。敷地の利用にあたり、農地法の許可が必要なことを知らなかったため、申請にいたしました。

議長

はい、ありがとうございます。
では、〇〇さんをお願いします。

説明させていただきます。
概要につきましては、事務局から説明があったとおりです。
土地所有者の尾鷲市〇〇番〇〇の〇〇さんは、3ページの公図の〇〇番〇〇、2719m²の地目〇〇に昭和55年（44年前）に建物敷地として利用し、その後駐車場、資材置場として利用したままで現在に至って

るため、非農地証明願いを申請するものであります。

申請場所は、6ページの拡大地図をご覧ください。〇〇の〇〇から〇〇に上がる市道に沿った赤線で囲んだ場所です。8ページの現況写真の赤線で囲まれた建物及び駐車場、資材置場となっております。

ご審議をお願いします。

議長

説明が終わりました。何か質問ございませんか。

〇〇委員

税金はどのように課税されていますか。

事務局

宅地並み課税されております。

〇〇委員

質問よろしいでしょうか。

悪意はございませんということですが、どうようにして申請にいたるのでしょうか。

事務局

申請の方が何か手続きを進めようとしたときに、登記上の地目が農地となっているものを変更しないと、次の手続きができないので、非農地証明の申請をして登記を変えていくといったものです。

〇〇委員

分かりました。ありがとうございます。

事務局長

先程、宅地並み課税されていると言われていましたが、地目は農地であります。税務課が固定資産を課税する際は現況を見て判断します。明らかに宅地と判断した場合、宅地として課税するといったものです。

議長

他に何かありますでしょうか。

〇〇委員

異議なしです。

議長

異議なしという声もありましたので、採決を取らせていただきます。
非農地証明願発行に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員ありがとうございます。

続きまして、非農地証明願の2番を事務局から説明をお願いします。

事務局

番号2の説明をさせていただきます。

所在は尾鷲市〇〇、地番は〇〇番〇〇となっております。地目は〇〇で面積は162m²です。申請人は尾鷲市〇〇番〇〇号の〇〇さんです。申請理由としましては昭和63年頃から〇〇様が本件土地に建物を建築し、建物敷地として利用してきました。建物の建築にあたり農地法の許可が必要な事を知らなかったため、申請にいたしました。

議長

〇〇さんお願いします。

〇〇委員

概要につきましては、ただいま事務局から説明があったとおりです。

土地所有者の尾鷲市〇〇番〇〇号、〇〇が3ページの公図に赤線で記した〇〇番〇〇の地目〇〇162m²に昭和63年に建物を建て、敷地として利用したままで現在に至っているため非農地証明願いを発行するものであります。

5ページの地図をご覧ください。赤丸で記した場所で、〇〇から北西に直線で約300m離れた住宅街にあり、8ページの現況写真で建物の敷地及び建設資材置き場となっております。

審議をお願いします。

議長

紹介が終わりましたが、なにかございませんか。

〇〇委員

すみません、8ページの完全な建物が建っていますよね。

〇〇さんは農地法を知らなかったのでしょうか。

〇〇委員 登記簿を見ると、それ以前の先代が建物を建てられているのだと思います。今の代表者がしっかり手続きをとっておきたいのではないかと思います。

事務局 7ページに記載があるのですが、税金としては宅地課税されています。

〇〇委員 ちなみに農地を宅地にするのは難しいのでしょうか。

事務局長 本来、法律は農地を守るために農地法があり、農地がなくなると食物自給率が減るため、食物自給率を維持するために農地法があります。自分の意志だけでは転用できません。そのためにこのような農業委員会や三重県の許可が必要ということです。

事務局 転用が悪ということではなく、適切な申請などの手続きをすればなにも問題はないということです。

議長 よろしいでしょうか。
では、採決を取らせていただきます。
非農地証明願いに発行に賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)
以上で本日の議案第3号はすべて終了いたしました。
最後に4号のその他の事項について入らせていただきます。

事務局 では、農業関連の情報共有をさせていただきます。
農業委員のメンバーの方に尾鷲市有機農業産地づくり推進協議会にも入っていただいて、ご協力いただいております。今年度も有機農業の取り組みを続けて行ってまいります。
今年変わるのがみどりの食料システム戦略というグリーンな栽培体験転換サポート事業というものの補助金を新たにいただきました。これは尾

鷲市に直接入るのではなく、有機農業を進めている農業者様を中心とした協議会を立ち上げましたので、この協議会にお金をいただいて今までの慣行農業から有機農業に転換していくためのお金になります。

協議会自体は今年まだ開催されておきませんので、開催されましたら農業委員会にも情報共有をさせていただきます。ご協力のほど、よろしくお願い致します。

有機農業産地づくりを分かりやすいようにイラストレーターの方に漫画のようにしていただいて、どのような目的をもって有機農業産地づくり事業をやっているかをデザインしていただきました。

最後に尾鷲市市制70周年記念式典の表彰において、8件中4件が農業関係の表彰があり、今後も非常に力を入れていきたいという表れでありまして、今まで頑張ってきた方の功績を引き継ぎながらしっかり取り組んでいきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い致します。

議長

その他の事項は以上でよろしいでしょうか。

それではこれにて7月農業委員会を閉会いたします。

議事録署名委員